

第**20**回



ウチヤマホールディングス  
UCHIYAMA HOLDINGS

# 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号  
JR九州ステーションホテル小倉  
5階「飛翔の間」

## 決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する創業者特別功労金贈呈の件

### お土産のご用意について

本総会におけるお土産として、裏面ご案内図へ記載のコロッケ倶楽部アサノパティオ店にて昼食をご用意しております。

株式会社ウチヤマホールディングス

証券コード6059

(証券コード 6059)  
2026年6月9日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号  
株式会社ウチヤマホールディングス  
代表取締役社長 山 本 武 博

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://uchiyama-gr.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、  
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか  
3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、インター  
ネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、  
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。  
2026年6月24日（水曜日）午後5時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号  
JR九州ステーションホテル小倉 5階 「飛翔の間」
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する創業者特別功労金贈呈の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっております。

### <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 記

##### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年6月24日（水曜日）の午後5時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

##### 2. インターネットによる議決権行使方法について

###### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政府による経済対策、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費の持ち直しの動きがみられ、内需を中心とした緩やかな回復基調で推移しています。一方、物価上昇の継続、中東情勢などの懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような環境の中で当社グループが運営する介護事業をとりまく状況として、65歳以上の高齢者数は2042年には約3,950万人となることが予測されており、IT化による介護負担の軽減が期待されております。

しかし、デジタル化の進展だけでは人間性を低下させる可能性があるためテクノロジーを活用し、利用者様にとって最適なサービスを提供するためのデータ集積、業務の改善や効率化を進めることで職員の負担を軽減し、利用者様、職員にとってより良質な時間創出を図れる運営が必要となります。その上で、多様化する高齢者ニーズへの対応スキル向上、科学的根拠に基づいたデータ基点でのケアの最適化、利用者様の生活の質（QOL）向上、介護現場における働きやすい職場環境づくりの強化に取り組んでおります。

その為、当社グループが展開する介護事業におきましては、より専門性をもつ従業員を育成する社内認定資格制度において、あらたに利用者様の生活の質の向上を目的として、排泄ケアを中心とした多職種連携でのチームケアの実践に取り組める人材育成を目的とした「排泄ケア専門士」、認知症ケアにおける基本的な知識や理念を理解し、多職種連携による効果的な認知症ケアの実践を目指す「認知症ケアリーダー」および介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化を進めることで職員の負担を軽減し、利用者様、職員にとってより良質な時間創出を図れる人材育成を目的とした「ケアクリエイター」3種の認定資格を開始しております。

また、基本的な介護技術を身に付けることを目的とした社内認定資格「ランク2アップ」を設けております。専門的知識や実践的スキルの習得を支援することで、サービスの質の向上を図り、ご利用様が安心して安全にお過ごし頂ける環境の構築に努めております。

加えて、介護業界におけるDXの推進および地域連携による課題解決を目的とした、次世代型の介護研究ラボ「I N O V E L B A S E（イノベルベース）」を通じて地域住民との接点を活かしながら、介護現場における生産性向上やICT・福祉機器の導入支援、先進的なケアの研究・実証を行っています。日本国内では少子高齢化が急速に進行し、介護を必要とする高齢者が増加の一途を辿る中、2040年問題を目前に控え、介護業界では深刻な人手不足および職員一人あたりの業務負担の増大という構造的な課題に直面しています。こうした

高齢化社会共通の課題解決を目指すとともに、新たな介護サービスの需要を発見し、それに伴うソリューションサービスの開発を推進致します。

カラオケ事業および飲食事業におきましては、米をはじめとする原材料価格の高騰に加え、慢性的な人手不足等により、依然として厳しい状況が続いております。

経費面におきましても、コスト削減を進めることで経営の効率化を行い業績の安定化を図りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は29,577,764千円（前年同期比1.6%増）、営業利益は551,796千円（同164.6%増）、経常利益は851,663千円（同50.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は296,120千円（同85.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### ① 介護事業

介護事業におきましては、住宅型有料老人ホーム1カ所、訪問介護1事業所を閉鎖しており、当連結会計年度末時点での営業拠点は116カ所195事業所となりました。

なお、当連結会計年度での既存施設の平均入居率は93.9%（前年同期既存平均入居率93.1%）と安定的に推移しました。

それらの結果、売上高は24,457,839千円（前年同期比3.1%増）、セグメント利益は1,773,479千円（同4.0%増）となりました。

#### ② カラオケ事業

カラオケ事業におきましては、飲食物の持ち込み可とすることで利用しやすい店舗づくりを行いました。一方で有名店とのコラボキャンペーンをはじめフードおよびドリンクメニューの充実を図り、専門店でしか味わえない体験を楽しんでいただける環境の提供を行いました。これらの施策が奏功し、節約志向が高まる中においても幅広い客層の支持を得た結果、ご来店客数増加にも寄与しました。継続的な円安の進行、原材料費、光熱費の高騰に伴う消費者の節約志向が高まるなか、不採算店舗の退店等を進め、固定費の削減に努めました。新規開店は行っておらず退店を3店舗行ったことから、当連結会計年度末時点での店舗数は64店舗（前年同期67店舗）となりました。

それらの結果、売上高は4,110,959千円（前年同期比6.4%減）、セグメント損失は17,968千円（前年同期はセグメント損失311,028千円）となりました。

### ③ 飲食事業

飲食事業におきましては、新規開店は行っておらず退店を1店舗行ったことから、当連結会計年度末時点での店舗数は9店舗（前年同期10店舗）となりました。

それらの結果、売上高は581,251千円（前年同期比10.1%減）、セグメント損失は4,434千円（前年同期はセグメント利益23,085千円）となりました。

### ④ 不動産事業

不動産事業におきましては、販売用不動産の売買及び賃貸不動産の仲介業務等を中心に行っております。賃貸用不動産及び収益不動産が、堅調に収益を確保することができており、今後も当該事業においては情報収集の強化と積極的な展開を検討して参ります。当連結会計年度において、所有しております販売用不動産の棚卸資産評価損を計上したことにより、利益を押し下げる要因となりました。

それらの結果、売上高は325,528千円（前年同期比16.5%増）、セグメント利益は42,047千円（同57.1%減）となりました。

### ⑤ その他

その他におきましては、特定技能外国人材の支援業務の委託を受けることができる登録支援機関として、外部への特定技能外国人材の紹介および登録支援機関として支援業務に注力しております。グループ内での特定技能外国人材の支援業務についても内製化することでコスト削減に取り組んでおります。

また、新たに学習塾事業を開始し、子どもたちの成長を支える環境づくりに取り組んでおります。

それらの結果、売上高は102,184千円（前年同期比43.3%増）、セグメント利益は73,688千円（同38.5%増）となりました。

### セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
介 護 事 業	23,718 百万円	24,457 百万円
カ ラ オ ケ 事 業	4,390	4,110
飲 食 事 業	646	581
不 動 産 事 業	279	325
そ の 他	71	102
合 計	29,105	29,577

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,037百万円であり、その主なものは、介護事業にて新規開設を予定している介護施設の建設費用及び不動産事業の賃貸等不動産の取得となります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金及び運転資金などの必要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当しております。なお、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは「幼・青・老の共生」をコンセプトとして、「幼年～青年～老年、共に楽しく過ごせる社会作り」を目指し、介護施設やカラオケ店舗の運営を中心とした事業展開を図っております。

今後は、国内外の経済情勢、自然災害等の影響についても留意しつつ、更なる広域展開を志向し、各事業子会社、各事業セグメントにおける対処すべき課題を適宜精査し、その都度適切な対応策を講じてまいります。

なお、当社グループとして、現在事業の拡大・推進にあたり重要な課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

(全社)

### ① 人的資本への投資と育成

当社グループの属する介護業界、カラオケ業界及び飲食業界におきましては、慢性的な労働力不足が大きな課題となっております。こうした中、当社グループは「人」こそが企業価値の源泉であると捉え、人的資本への投資と育成に注力しております。

国内におきましては、積極的な採用活動に加え、OJTを中心とした実践的な技術指導と、従業員研修制度を活用した個々の成長支援を行っております。従業員一人ひとりの自律的なキャリア形成を後押しすることで、働きがいやエンゲージメントを高め、人材の定着率向上を図ってまいります。

また、海外からの人材確保および育成にも積極的に取り組んでおります。インドネシアに設立した日本語学校における教育を起点とし、自社内に人材紹介および登録支援機関の機能を持たせることで、当社グループの介護事業における優秀なグローバル人材を確保しております。さらに、本スキームを通じて他社へも人材を紹介することで、広く国内の労働力不足解消という社会課題の解決にも貢献してまいります。

② 管理体制の強化

当社グループとして、今後事業規模を拡大していくにあたり、人材の育成とともに管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていくことが重要であると考えております。当社グループにおいては、管理・統制機能を担う各管理部門及び経営企画室を持株会社である当社に集約し、企業グループとして一体的な管理ラインを構築・運用することで、正確かつ効率的な企業統治に努めております。

③ サイバーセキュリティ対策

当社グループは、2026年3月に発生いたしました外部からの不正アクセスによるサイバーセキュリティインシデントについて、本件を厳粛に受け止め、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題の一つとして位置づけております。すでに原因となった脆弱性への対応は完了しておりますが、さらなる再発防止策としてエンドポイントセキュリティ（EDR）による24時間365日の監視体制導入および社内のネットワークセキュリティに精通し、高度な専門知識を有する人材をあらたに情報セキュリティ専任担当者として選任いたしました。また、ネットワーク構成の見直しおよび認証プロセスの強化にも取り組んでおります。

なお、この度の事案におきましてお客様の個人情報の外部への流出は確認されておりません。今後も個人情報の管理につきましては厳格に管理してまいります。

## (介護事業)

### ① 事業展開地域の拡大

当社グループは、介護事業の中心となっている介護付ホーム（特定施設入居者生活介護）については、介護保険施設等にかかる総量規制の対象となっていることから、従来以上にスピード感をもって新規開設を図るべく、全国の自治体による公募に参加し、開設の認可を得られるように努めると同時に、親和性のある新規事業の開発に関する情報等も積極的に収集するなどして、事業規模拡大の方策を検討してまいります。

### ② 施設レベルの向上

介護施設の入居者のほとんどの方が要介護認定者であり、そのような方々に快適な生活を提供するためには、自立支援の観点を持ち、過剰なサービスとならないために配慮することが不可欠となります。サービスを適切に行っていくためにも、自社の研修制度を充実させ、従業員の能力向上を図るとともに、本質的なサービスの質の向上を果たし、入居者の満足感や信頼が得られるように努めております。

また、災害時を想定した防災訓練の実施や厨房の衛生検査の実施などにより、安全、衛生管理に取り組んでおります。

その他、研修委員会等を通じて知識や技術指導を行うとともに、コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス推進会による法令全般に係る指導の徹底に努めております。

## (カラオケ事業・飲食事業)

### ① 競争激化と他社との差別化

カラオケ事業及び飲食事業においては、各地域での競合が激しさを増しております。当社グループとしては、競争力のある商品力、サービス力、価格設定等を随時検討するとともに、既存店舗の業態変更やリニューアルを行うなどして、対応策を講じてまいります。

### ② 衛生管理の強化

衛生上の事故を予防し、顧客の信頼を保つことは、継続的に運営する上での前提となります。当社グループでは、専任の環境パトロール担当者を設置し、クレンジングのチェックを行っている他、全店舗において外部業者による定期的な衛生検査を導入しており、客観的な検証を通して衛生管理の精度の向上に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	2023年3月期 第17期	2024年3月期 第18期	2025年3月期 第19期	2026年3月期 (当連結会計年度) 第20期
売 上 高	26,911,561 千円	28,842,902 千円	29,105,853 千円	29,577,764 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )	△139,255 千円	1,189,389 千円	565,694 千円	851,663 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△400,580 千円	213,915 千円	2,051,278 千円	296,120 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	△20.72 円	11.05 円	105.85 円	15.26 円
総 資 産	30,067,691 千円	31,123,160 千円	31,060,604 千円	30,614,044 千円
純 資 産	12,262,382 千円	12,367,209 千円	14,242,203 千円	14,342,908 千円
1株当たり純資産額	634.34 円	638.46 円	734.60 円	739.08 円

(注) 当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」制度を導入し、1株当たり純資産額の算定上、「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社さわやか倶楽部	100,000 千円	100 %	介 護 事 業 力 ラ オ ケ 事 業 飲 食 事 業 不 動 産 事 業
PT.Sawayaka Fujindo Indonesia	2,500 百万 IDR	60 (60)	職 業 訓 練 事 業 等

(注) 「当社の出資比率」欄の ( ) 内の数字は間接所有割合であります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
介護事業	有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業放課後等デイサービス、事業所内保育事業所の運営
カラオケ事業	カラオケ店（コロッケ倶楽部）の運営
飲食事業	飲食店（かんできや、再生酒場、フジヤマ桜、ハイボールバー銀天街1923等）の運営
不動産事業	不動産の賃貸・管理・仲介・売買等
その他の （職業訓練事業、職業紹介事業等）	職業訓練事業（教育）における訪日予定外国人及び技能実習生の育成等、主に外国人材を対象とする人材紹介業務等

(8) 主要な事業所及び店舗等

① 当 社

・本社 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

② 重要な子会社

(介護事業)

株式会社さわやか倶楽部

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・介護施設等 116カ所195事業所

都道府県	拠 点 数	事業所数	都道府県	拠 点 数	事業所数	都道府県	拠 点 数	事業所数
北 海 道	4	6	東 京 都	1	1	和 歌 山 県	1	1
山 形 県	2	2	埼 玉 県	8	8	岡 山 県	5	6
秋 田 県	4	6	静 岡 県	2	2	山 口 県	1	1
新 潟 県	4	8	愛 知 県	7	11	愛 媛 県	2	6
福 島 県	2	3	三 重 県	1	2	福 岡 県	45	94
神 奈 川 県	2	2	京 都 府	1	1	大 分 県	3	7
千 葉 県	6	7	大 阪 府	3	4	熊 本 県	2	2
栃 木 県	6	10	兵 庫 県	4	5	合 計	116	195

(カラオケ事業・飲食事業)

・カラオケ店舗 64店舗

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
東 京 都	1	山 口 県	8	宮 崎 県	4
神 奈 川 県	1	福 岡 県	24	鹿 児 島 県	2
茨 城 県	2	佐 賀 県	4	沖 縄 県	5
静 岡 県	1	長 崎 県	1		
兵 庫 県	1	熊 本 県	3		
広 島 県	1	大 分 県	6	合 計	64

・飲食店舗 9店舗

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
東 京 都	2	大 分 県	2
福 岡 県	5	合 計	9

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,331名	63名増

(注) 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）2,272名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
32名	2名増	47.6歳	14.7年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 額
株式会社西日本シティ銀行	2,932,583 千円
株式会社りそな銀行	1,419,878
株式会社広島銀行	1,104,681
株式会社三井住友銀行	1,052,079
福岡ひびき信用金庫	1,044,771

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、企業の社会性を重視し、社会貢献活動として様々な取り組みを行い、地域との密着を図っています。

その一環としてチャイルドスポンサーシップへの寄付活動やラオスでの小学校建設を通じて、貧困や病気、災害、紛争などに苦しむ世界の子供たちの支援を行っているほか、NPO法人テラ・ルネッサンスによる元子ども兵社会復帰プロジェクトにも寄付を行っています。

そのほか、2005年3月の福岡西方沖地震や2011年3月の東日本大震災では、当社グループの高齢者施設で高齢被災者の方々の無償受け入れを行いました。2016年4月14日に発生した熊本地震におきましても、翌日には被災された高齢者の方々の無償受け入れを表明し、38名の受け入れを行いました。

また、被災直後にはお米や飲料水、食料品、衣料品、生活備品等の支援物資の調達と運搬を行ったほか、被災から約1年となる2017年4月17日には、被害が甚大であった熊本県上益城郡益城町に義援金を贈呈するなどして支援活動を継続して行っています。

今後におきましても、経済活動のみならず、社会への貢献が企業の重要な責務であると考え、積極的に取り組んでまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 58,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 21,618,800株（自己株式2,142,235株を含む。）  
 (3) 株 主 数 6,839名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内山 文治	8,653,317 株	44.43 %
内山 孝子	867,020	4.45
ウチヤマホールディングス取引先持株会	594,400	3.05
水元 公仁	586,000	3.01
ウチヤマホールディングス従業員持株会	564,200	2.90
株式会社第一興商	500,000	2.57
株式会社エクシング	304,800	1.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	274,300	1.41
サントリー株式会社	260,000	1.33
西中国信用金庫	100,000	0.51

- (注) 1. 当社は、自己株式2,142,235株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 2. 2026年3月31日現在における株式会社日本カストディ銀行（信託口）の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。  
 3. 上記のほか当社所有の自己株式2,142,235株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合9.91%）があります。  
 4. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」制度を導入しており、当該制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式72,150株は、自己株式数に含めておりません。  
 5. 内山文治氏は、2026年2月5日に逝去されましたが、2026年3月31日時点で名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	13,916株	5名
監査等委員である取締役	2,325株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴い1,349株を無償取得しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) その他新株予約権等に関する重要な事項

##### 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2023年12月19日	
割当日	2024年1月4日	
新株予約権の数	4,500個	4,500個
発行価額	209円	135円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 450,000株	普通株式 450,000株
新株予約権の払込期日	2024年1月4日	
行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額：1株当たり 550円 行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。下限行使価額は276円とします。上限行使価額はありません。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p>	<p>当初行使価額：1株当たり 600円 行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。下限行使価額は276円とします。上限行使価額はありません。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p>
権利行使期間	2024年1月5日から2027年1月5日まで	
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド	

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
山 本 武 博	代 表 取 締 役 社 長	株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 PT.Sawayaka Fujindo Indonesia 代表コミサリス
二 村 浩 司	取 締 役	株式会社さわやか倶楽部取締役
窪 田 康 二 郎	取 締 役	経理部長 株式会社さわやか倶楽部取締役
川 村 謙 二	取 締 役	株式会社さわやか倶楽部取締役
吉 岡 信 之	取締役（常勤監査等委員）	株式会社さわやか倶楽部監査役
住 川 守	取締役（監査等委員）	住川守税理士事務所代表
岸 本 進 一 郎	取締役（監査等委員）	公認会計士岸本会計事務所代表
神 尾 康 生	取締役（監査等委員）	神尾公認会計士事務所代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員 株式会社きよくとう監査役

- (注) 1. 取締役住川守氏、岸本進一郎氏、神尾康生氏は、社外取締役であります。  
2. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。  
3. 当社は取締役住川守氏、岸本進一郎氏、神尾康生氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
4. 監査等委員住川守氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査等委員岸本進一郎氏、神尾康生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 代表取締役会長内山文治氏は、2026年2月5日付で逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社さわやか倶楽部代表取締役会長であります。  
7. 専務取締役歌野繁美氏は、2025年12月31日付で辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社さわやか倶楽部専務取締役であります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役吉岡信之氏、住川守氏、岸本進一郎氏、神尾康生氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役全員であり、連結子会社である株式会社さわやか倶楽部の取締役及び監査役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月19日開催の取締役会において定めており、その概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬である基本報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。なお、譲渡制限付株式報酬の支給対象は、社外取締役を除いた取締役としております。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### 3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。原則として定時株主総会終了後1ヵ月以内に開催される取締役会において、社外取締役を除いた取締役全員を対象に下記の方針にて、支給額及び支給時期等を決定致します。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する個別付与株式数は、株主総会決議により決定された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とし、譲渡制限付株式報酬の総額25,000千円の限度内かつ付与株式の総数83,300株の限度内において、当社の業況、職責等をもとに取締役会決議により決定しております。

- ・ 監査等委員である取締役に対する個別付与株式数は、株主総会決議により決定された監査等委員である取締役を対象とし、譲渡制限付株式報酬の総額5,000千円の限度内かつ付与株式の総数16,700株の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は次のとおりであります。

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬の個別支給額は、当社は、指名報酬委員会を設置しており、取締役会より委任を受けた指名報酬委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、決定方針との整合性を踏まえて決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定については、過半数の委員を独立社外取締役で構成される指名報酬委員会が、公平性・透明性・客観性を確保しながら検討を行っているため、取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・ 監査等委員である取締役の固定報酬の個別支給額につきましては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役職・職責に応じて基本報酬を算定し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- ・ 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、総額の限度内かつ付与株式の総数の限度内において、取締役会及び監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役の報酬額は年額10,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬限度額の枠内で、譲渡制限付株式の付与の為の報酬等として、年額30,000千円以内（取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額25,000千円以内、監査等委員である取締役について年額5,000千円以内）の金銭報酬債権を支給することを決議しており、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより割当てを受ける当社の普

通株式である譲渡制限付株式の総数の上限を、年100,000株以内（取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年83,300株以内、監査等委員である取締役について年16,700株以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点において支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、監査等委員である取締役は1名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき指名報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、個人別の報酬等の内容の決定を委任するものであります。

これらの権限を委任した理由は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。同委員会は、代表取締役社長である山本武博を委員長として、社外取締役の住川守、岸本進一郎及び神尾康生の4名で構成されております。

取締役会は、当該権限が指名報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会で審議の上、その答申をふまえて取締役会が決議する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	117,749千円 (-千円)	113,646千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4,103千円 (-千円)	6名 (-1名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	19,612千円 (8,700千円)	18,898千円 (8,700千円)	-千円 (-千円)	713千円 (-千円)	4名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 非金銭報酬等として、2025年6月25日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬を付与しました。当該譲渡制限付株式の割当ての際の条件等は、「(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 役員の高い重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
取締役 (監査等委員)	住 川 守	住川守税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	岸 本 進一郎	公認会計士岸本会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	神 尾 康 生	神尾公認会計士事務所代表、税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員及び株式会社さよくとう監査役を兼任しており、現在当社及び連結子会社である株式会社さわやか倶楽部の顧問税理士でもあります。同法人と当社及び連結子会社である株式会社さわやか倶楽部との間には顧問契約に基づく少額の取引がありますが、同法人と当社との間に、人的関係、資本関係又はその他利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	住 川 守	当事業年度開催の取締役会に18回中18回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。 当事業年度開催の監査等委員会に13回中13回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	岸 本 進一郎	当事業年度開催の取締役会に18回中18回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。 当事業年度開催の監査等委員会に13回中13回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	神 尾 康 生	当事業年度開催の取締役会に18回中18回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。 当事業年度開催の監査等委員会に13回中13回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は社外取締役を3名選任しており、そのうち3名は監査等委員であります。社外取締役が企業統治において果たす役割及び機能については、当社及び各関連子会社の取締役会に出席し、社外取締役より公正かつ客観的な立場から必要に応じて助言及び発言等を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ経営の透明性確保が実現できるとともに、専門分野での豊富な経験・知識が当社の経営に活かされるものと考えております。社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係は、社外取締役が取締役会に出席するなどして、内部監査、監査等委員監査及び会計監査の状況等を把握し、経営監督を行っているほか、それぞれが相互に監査の実効性・有効性を高めるために緊密に情報交換を行うなどして連携を図っております。また、効率的な監査を実施するため、必要に応じて会計監査人と情報交換を行うなどして、監査品質の向上に努めるとともに内部統制に関する事項について意見交換を行うなどしております。当事業年度における取締役会及び監査等委員会の出席状況については、②当事業年度における主な活動状況に記載しております。

更には、取締役会の諮問機関として、過半数の独立社外取締役から構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬といったガバナンス上の重要な事項について審議することとしており、公平性・客観性・透明性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることとしております。当事業年度は2回開催され、委員の出席率は100%でした。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第39条に設けており、太陽有限責任監査法人と責任限定契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

32,000千円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の連結子会社であるPT.Sawayaka Fujindo Indonesiaは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1.当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・コンプライアンスマニュアル」により、役員及び従業員等それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄で、各部門の業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査を行っている。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに取締役会及び監査等委員会ならびに被監査部門へ報告する。

また経営企画部内に内部通報の相談窓口を設け、内部通報制度の整備と充実を図る。

取締役による職務執行及び経営の監督機能強化のため、当社は独立性の高い社外取締役の選任を継続的に行う。

### 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の意思決定及び報告など職務執行に係る情報は、法令・社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役は常時これらの文書等を閲覧できる。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針を定めており、情報セキュリティに関するガイドラインについては一層の充実を図ることとする。

### 3.当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの部門にて、規制・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めて対応する。

業務執行に係るリスク管理及びその対応については内部監査室が監査を行うものとし、その結果の報告を代表取締役社長に行うとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。その他の全社的なリスク管理及びその対応についてはコンプライアンス委員会が統制し、取締役会に報告を実施していく。

### 4.当社及び当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定める。業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成方法を定め業務を執行する。取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことで全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その達成目標に向け具体策を立案、実行する。

### 5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社はこれを横断的に推進し、管理する。

また、関係会社に対しては、原則としてその事業に関連する当社の事業を担当する取締役を取締役として派遣し、関係会社の経営陣と密接な連携を保ちつつ機動的運営を図る。

当社は子会社の経営概況及びその他の重要な情報について、月1回開催する当社取締役会において報告することを求める。

子会社の事業運営に関する特に重要な事項の決定については当社の承認を必要とし、取締役会において決議する。

当社の監査等委員会及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査する。なお、これら関係会社の経営については、「関係会社管理規程」の定めに従い行うものとする。

## 6.財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はいないが、監査等委員会からの要請があった場合には、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員の意見交換を経て決定する。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

またその補助者の人事異動及び人事評価等については、監査等委員会の意見・意向を事前に聴取の上、取り運ぶものとする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）または従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また、当該報告を行った報告者に対して不利益となる取り扱いを行うことを禁じる。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

また、常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やコンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。

監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は請求によりすみやかに支払うものとする。

## 10.反社会的勢力への対応

当社グループは、反社会的な団体・個人とは一切の関わりを持たず、企業の社会における公共性を強く認識し、ルールを守り、健全な事業活動を行うことを旨とする。また、不当な要求等が発生した際には、顧問弁護士や所轄の警察署にすみやかに連絡・相談を行い各署と連携して適切な措置を講じていく。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2017年6月27日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。それに伴い、取締役会の監視・監督を強化し、経営上の重要事項に関する意思決定及び業務執行が公正かつ効率的に行うことが出来るようコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

#### ①内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制評価チームと内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

#### ②コンプライアンス

当社は、「コンプライアンス委員会」を毎月開催し各部門における法令遵守状況を確認するとともに指導の方針を決定しております。加えて、各部門の責任者で構成する「コンプライアンス推進会」も毎月開催しており、「コンプライアンス委員会」での決定事項の伝達やコンプライアンス全般についての指導を行っております。

また、経営企画部内に内部通報の相談窓口を設け、顧問弁護士を外部の相談窓口とすることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### ③リスク管理体制

各部門及び子会社から報告されたリスクに対し、日々幹部会議において内容の確認と対応策の検討を行うとともに、再発防止のための取り組みについて協議し、指示通達書や経営戦略会議等を通じて伝達を行っております。

#### ④取締役の職務の執行

当事業年度においては、取締役会を18回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、目標の進捗状況を確認し、改善を促すなどして、業務の効率化に努めております。

⑤監査等委員である取締役の職務の執行

当事業年度においては、監査等委員会を13回開催しております。監査計画に基づき監査を実施するとともに、当社代表取締役社長、他の取締役及び会計監査人、内部監査室との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

⑥内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、原則として当社及び子会社の国内全拠点の内部監査を実施することとしております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」につきましても、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、経営の重要課題であると位置付け、介護、カラオケ・飲食及び不動産事業等の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことに努めていく所存であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これら剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期末の配当につきましても、上記方針に基づき1株当たり5円とし、中間配当を含めた年間配当金につきましても10円とさせていただく予定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入としております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,864,302</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,693,645</b>
現金及び預金	11,091,102	買掛金	722,353
売掛金	2,766,019	短期借入金	1,037,750
有価証券	100,000	1年内返済予定の長期借入金	2,697,633
商用品	43,330	未払法人税等	54,860
販売用不動産	633,699	契約負債	134,280
貯蔵品	335	賞与引当金	349,305
その他の他金	1,232,266	株主優待引当金	35,174
貸倒引当金	△2,451	資産除去債務	66,142
<b>固定資産</b>	<b>14,749,741</b>	その他の他	1,596,145
<b>有形固定資産</b>	<b>8,737,322</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,577,490</b>
建物及び構築物	5,257,877	長期借入金	8,790,695
土地	3,007,067	資産除去債務	469,464
その他の他	472,376	株式給付引当金	2,488
<b>無形固定資産</b>	<b>48,417</b>	その他の他	314,841
ソフトウェア	4,552	<b>負債合計</b>	<b>16,271,135</b>
その他の他	43,864	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,964,002</b>	<b>株主資本</b>	<b>14,305,293</b>
投資有価証券	1,477,166	資本金	2,222,935
長期貸付金	90,126	資本剰余金	2,651,717
繰延税金資産	1,043,168	利益剰余金	10,557,704
敷金及び保証金	2,339,853	自己株式	△1,127,064
その他の他	1,033,696	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>36,067</b>
貸倒引当金	△20,009	その他有価証券評価差額金	49,958
		為替換算調整勘定	△13,891
		<b>新株予約権</b>	<b>1,548</b>
<b>資産合計</b>	<b>30,614,044</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,342,908</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,614,044</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,577,764
売上原価	27,477,972
売上総利益	2,099,792
販売費及び一般管理費	1,547,995
営業利益	551,796
営業外収益	
受取利息	43,445
受取配当金	33,915
補助金収入	309,357
その他	150,324
営業外費用	
支払利息	160,499
災害損失	27,479
その他	49,197
経常利益	237,175
特別利益	851,663
固定資産売却益	13,404
投資有価証券売却益	120,688
退店補償金受入益	95,000
特別損失	
固定資産売却損	1,205
固定資産除却損	1,578
減損損失	210,671
投資有価証券評価損	99,959
システム障害対応費用	41,930
税金等調整前当期純利益	355,345
法人税、住民税及び事業税	725,410
法人税等調整額	191,681
当期純利益	237,609
親会社株主に帰属する当期純利益	296,120
	296,120

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,222,935	2,655,530	10,456,262	△1,136,670	14,198,057
当期変動額					
剰余金の配当			△ 194,678		△ 194,678
親会社株主に帰属する 当期純利益			296,120		296,120
譲渡制限付株式報酬		△ 3,812		9,606	5,794
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△ 3,812	101,442	9,606	107,236
当期末残高	2,222,935	2,651,717	10,557,704	△ 1,127,064	14,305,293

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	59,647	△17,049	42,597	1,548	14,242,203
当期変動額					
剰余金の配当					△ 194,678
親会社株主に帰属する 当期純利益					296,120
譲渡制限付株式報酬					5,794
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 9,688	3,158	△ 6,530	-	△ 6,530
当期変動額合計	△ 9,688	3,158	△ 6,530	-	100,705
当期末残高	49,958	△ 13,891	36,067	1,548	14,342,908

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 株式会社さわやか倶楽部  
PT. Sawayaka Fujindo Indonesia

- ②非連結子会社の名称等  
非連結子会社はありません。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT. Sawayaka Fujindo Indonesiaの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ア. 有価証券

満期保有目的の債券…………… 定額法による償却原価法を採用しております。

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### イ. 棚卸資産

商品及び貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

販売用不動産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金…………… 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ウ. 株主優待引当金…………… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

エ. 株式給付引当金…………… 株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他（長期前払費用）」に計上し、5年間で均等償却しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、14年間で償却しております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### ① 介護事業

介護事業の収益は、主に有料老人ホーム・デイサービスセンター・グループホーム・ケアプランセンターでの介護サービスや、障がい児通所支援事業放課後等デイサービスの提供であり、顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されるため、月締めで収益を認識しています。

##### ② カラオケ事業

カラオケ事業の収益は、カラオケ施設での設備の提供であり、顧客(利用者)が同設備を利用し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

付与したポイントについては、顧客がポイントを使用することに値引を行う義務を負っており、当該ポイントの使用時又は失効時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

##### ③ 飲食事業

飲食事業の収益は、飲食店舗における顧客からの注文に基づく料理等の提供であり、顧客へ料理等を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

##### ④ 不動産事業

不動産事業の収益は、主に不動産販売やビル・住宅等の賃貸・管理であり、不動産販売については引渡時点で、賃貸・管理についてはサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

## 2. 表示の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(当連結会計年度38,509千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度			
	介護事業	カラオケ事業	飲食事業	不動産事業
有形固定資産及び無形固定資産	4,592,733	598,085	13,955	3,443,699
減損損失	90,544	99,635	19,463	—

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、施設、店舗及び賃貸用不動産（以下、施設等という）を基本とした資産のグルーピングを行っており、各施設等の損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された施設等に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローは、過去の実績及び業績改善施策を踏まえ資産グループごとの、入居者数、利用者数、稼働率、顧客単価を予測し見積っております。

実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,043,168千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の使用により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来のグループ各社の事業計画を基礎としており、その主要な要素である売上高や利益の予測は、今後の市場動向や事業戦略等の影響を受け、また、不確実性を伴うことから、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼします。

将来の不確実な経済状況及び当社グループの経営状況の変化により、将来課税所得の見積りに重要な影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2018年8月10日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、業績向上への意欲を高めるため、従業員（当社子会社の従業員を含む。以下同じ。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E-S-O-P）」制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して当社株式を給付する仕組みであります。従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において35,137千円、72,150株であります。

(譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分)

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、当社の取締役等に特定譲渡制限付株式を付与するための自己株式処分を行うことについて決議し、2025年7月25日に払込手続きが完了いたしました。

当社取締役等に対する特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

##### (1) 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,222株
(3) 処分価額	1株につき307円
(4) 処分価額の総額	6,208,154円
(5) 割当先	当社の監査等委員でない取締役（※） 5名 13,916株 当社の監査等委員である取締役 1名 2,325株 当社の子会社の取締役 2名 3,981株 ※社外取締役を除きます。

##### (2) 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役等（社外取締役を除きます。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2025年6月25日開催の取締役会において、本自己株式処分を決議いたしました。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

現金及び預金	232,787千円
建物及び構築物	4,260,364千円
土地	2,169,421千円
計	6,662,572千円

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	668,000千円
1年内返済予定の長期借入金	681,884千円
流動負債（その他）	2,332千円
長期借入金	4,782,990千円
固定負債（その他）	992千円
計	6,136,199千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,081,591千円

### (3) 有形固定資産の減損損失累計額

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めております。

### (4) 保証債務

下記の外国人技能実習生の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

外国人技能実習生	8名	731千円
(教育ローン)		

## 6. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
介護施設	建物及び構築物、土地	さわやかグループホームむろらん (北海道室蘭市)	39,239
介護施設	のれん	さわやかサンメイトきらら (山形県米沢市)	24,860
介護施設	のれん	さわやかグループホームたかはた (山形県東玉賜郡)	939
介護施設	有形固定資産 (その他)	さわやかかかぬま館 (栃木県鹿沼市)	1,990
介護施設	有形固定資産 (その他)	さわやかさの館 (栃木県佐野市)	1,979
介護施設	有形固定資産 (その他)	さわやか和布刈館 (福岡県北九州市)	2,908
介護施設	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	さわやかレーフサイド中の原 (福岡県北九州市)	1,411
介護施設	有形固定資産 (その他)	さわやか田川館 (福岡県田川市)	12,994
介護施設	有形固定資産 (その他)	さわやか別府の里 (大分県別府市)	197
介護施設	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	さわやか愛の家やまが館 (熊本県山鹿市)	4,023
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部大和駅前店 (神奈川県大和市)	397
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部加古川店 (兵庫県加古川市)	3,053

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
カラオケ店舗	有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部広島五日市店 (広島県広島市)	228
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部防府店 (山口県防府市)	1,698
カラオケ店舗	建物及び構築物、有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部萩店 (山口県萩市)	11,821
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部宇部流川店 (山口県宇部市)	1,483
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部小倉東インター店 (福岡県北九州市)	359
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部霧ヶ丘店 (福岡県北九州市)	516
カラオケ店舗	有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部朝日ヶ丘店 (福岡県北九州市)	1,069
カラオケ店舗	建物及び構築物、有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部黒崎店 (福岡県北九州市)	500
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部ジャングルダ本城店 (福岡県北九州市)	1,123
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部飯塚店 (福岡県飯塚市)	243
カラオケ店舗	建物及び構築物、有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部博多駅前店 (福岡県福岡市)	12,371
カラオケ店舗	有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部住吉店 (福岡県福岡市)	366
カラオケ店舗	有形固定資産（その他）	コロツケ倶楽部長浜店 (福岡県福岡市)	450

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部多の津店 (福岡県福岡市)	252
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部筑紫野店 (福岡県筑紫野市)	517
カラオケ店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	コロッセ倶楽部久留米津福店 (福岡県久留米市)	15,428
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部伊万里店 (佐賀県伊万里市)	764
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部大分都町店 (大分県大分市)	930
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部佐伯店 (大分県佐伯市)	206
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部八代店 (熊本県八代市)	1,361
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部宮崎中央通り店 (宮崎県宮崎市)	39,709
カラオケ店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	コロッセ倶楽部宮崎赤江店 (宮崎県宮崎市)	602
カラオケ店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	コロッセ倶楽部宮崎柳丸店 (宮崎県宮崎市)	1,181
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロッセ倶楽部延岡店 (宮崎県延岡市)	1,097
カラオケ店舗	有形固定資産 (その他)	コロッセ倶楽部隼人店 (鹿児島県霧島市)	424
カラオケ店舗	有形固定資産 (その他)	コロッセ倶楽部うるま石川店 (沖縄県うるま市)	680

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
カラオケ店舗	建物及び構築物	コロツケ倶楽部中城店 (沖縄県中頭郡)	793
飲食店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	フジヤマ桜浜松町店 (東京都港区)	736
飲食店舗	建物及び構築物	かんできやかじ町店 (福岡県北九州市)	271
飲食店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	かんできや黒崎本店 (福岡県北九州市)	1,099
飲食店舗	建物及び構築物	黒崎再生酒場 (福岡県北九州市)	336
飲食店舗	建物及び構築物	うるちや行橋店 (福岡県行橋市)	269
飲食店舗	建物及び構築物	かんできや博多本店 (福岡県福岡市)	11,575
飲食店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	かんできや大分本店 (大分県大分市)	3,147
飲食店舗	建物及び構築物、有形固定資産 (その他)	ハイボールバー都町'95 (大分県大分市)	2,026
本社	ソフトウェア	本社 (福岡県北九州市)	1,028

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、施設、店舗及び賃貸用不動産を基本とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである、もしくは閉店を決定した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（210,671千円）として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	147,025千円
土地	9,175千円
有形固定資産（その他）	27,642千円
ソフトウェア	1,028千円
のれん	25,799千円
合計	210,671千円

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等を基に合理的な調整を加え算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを5.62%で割引いて算定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	21,618,800	—	—	21,618,800

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	97,288	5.00	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	97,389	5.00	2025年9月30日	2025年12月2日

(注) 1. 2025年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金360千円が含まれております。

2. 2025年11月11日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金360千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

ア. 配当金の総額 97,382千円

イ. 1株当たり配当額 5.00円

ウ. 基準日 2026年3月31日

エ. 効力発生日 2026年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金360千円が含まれております。

(3) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,233,258	1,349	20,222	2,214,385

(注) 1. 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首72,150株、当連結会計年度末72,150株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式数の増加1,349株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少20,222株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第2回及び第3回 新株予約権 (行使価額修正型新株予約権への転換権付)	普通株式（株）	900,000	-	-	900,000	1,548

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入れによっております。デリバティブ取引は、リスクを回避する目的で利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に国民健康保険団体連合会への債権であるため、リスクは僅少であります。一方で顧客の自己負担部分については信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、投資信託及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に施設及び店舗の敷金と保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金の顧客の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、定期的に取り引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

満期保有目的の債券につきましては、主に格付けの高い債券を対象とすることにより、信用リスクの低減を図っております。

敷金及び保証金に係る差入先の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

##### イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、その運用状況の管理を行っております。

##### ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	346,000	338,221	△ 7,778
その他有価証券	982,681	982,681	－
(2) 敷金及び保証金	2,339,853	2,339,853	－
資産計	3,668,534	3,660,756	△ 7,778
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	11,488,328	11,236,976	△ 251,351
負債計	11,488,328	11,236,976	△ 251,351

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12,000
投資事業有限責任組合出資金	236,484

3. 投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項の取扱いを適用しており、時価に関する事項を注記しておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	297,662	—	—	297,662
投資信託	—	685,018	—	685,018
資産計	297,662	685,018	—	982,681

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	338,221	—	338,221
敷金及び保証金	—	2,339,853	—	2,339,853
資産計	—	2,678,075	—	2,678,075
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	—	11,236,976	—	11,236,976
負債計	—	11,236,976	—	11,236,976

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、投資信託については、公表されている基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している債券は、取引金融機関から提示された価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 9. 賃貸等不動産に関する注記

#### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、福岡県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として介護施設及び賃貸マンションを所有しております。なお、賃貸マンションの一部については、当社グループが使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

#### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
賃貸等不動産	3,403,647	2,264,286
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	50,968	112,623

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

#### 2. 時価の算定方法

主要な物件については、主に社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額であります。

### 10. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	介護事業	カラオケ事業	飲食事業	不動産事業	計		
売上高							
日本	24,457,839	3,909,409	577,651	87,231	29,032,132	28,853	29,060,986
アジア	—	—	—	—	—	73,330	73,330
顧客との契約から生じる収益	24,457,839	3,909,409	577,651	87,231	29,032,132	102,184	29,134,316
その他の収益	—	201,550	3,600	238,297	443,447	—	443,447
外部顧客への売上高	24,457,839	4,110,959	581,251	325,528	29,475,580	102,184	29,577,764

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、職業訓練事業及び職業紹介事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債 (期首残高) 206,154千円

契約負債 (期末残高) 134,280千円

契約負債は、付与したカラオケ事業等のポイント及び介護付きホームにおける入居一時金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、168,664千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 739円08銭

1株当たり当期純利益 15円26銭

(注) 「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は72,150株であります。また、1株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は72,150株であります。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (資本金の額の減少)

当社は2026年5月19日の取締役会において、2026年6月25日開催の第20回定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

#### (1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の減少を行うものです。これにより、財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性の確保を図ります。

なお、発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

#### (2) 資本金の額の減少の内容

2026年5月19日時点の資本金の額2,222,935,560円のうち2,122,935,560円を減少し、100,000,000円とします。なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金として処理します。

#### (3) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額2,122,935,560円をその他資本剰余金に振り替えます。

#### (4) 資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日	2026年5月19日
② 株主総会決議日	2026年6月25日
③ 債権者異議申述公告日	2026年6月26日 (予定)
④ 債権者異議申述最終期日	2026年7月27日 (予定)
⑤ 効力発生日	2026年7月28日 (予定)

#### (5) その他の重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式数の変動はなく、業績に与える影響はありません。なお、本件は2026年6月25日開催予定の第20回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,351,237</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,390,660</b>
現金及び預金	4,858,656	1年内返済予定の長期借入金	1,289,937
売掛金	2,269	未払金	15,455
貯蔵品	335	未払費用	7,174
販売用不動産	450,990	未払法人税等	34,857
前払費用	14,242	賞与引当金	7,312
その他	24,743	株主優待引当金	35,174
<b>固定資産</b>	<b>6,595,494</b>	預り金	750
<b>有形固定資産</b>	<b>571,356</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,692,533</b>
建物	356,816	長期借入金	2,684,333
構築物	577	株式給付引当金	389
工具器具及び備品	5,440	その他	7,810
土地	208,521	<b>負債合計</b>	<b>4,083,194</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>191</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	191	<b>株主資本</b>	<b>7,861,673</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,023,946</b>	資本金	2,222,935
投資有価証券	246,764	資本剰余金	2,662,327
関係会社株式	588,570	資本準備金	1,939,791
出資金	25	その他資本剰余金	722,535
関係会社長期貸付金	4,800,000	<b>利益剰余金</b>	<b>4,103,474</b>
従業員に対する長期貸付金	5,969	利益準備金	20,192
長期前払費用	475	その他利益剰余金	4,083,282
繰延税金資産	10,811	繰越利益剰余金	4,083,282
その他	371,330	<b>自己株式</b>	<b>△1,127,064</b>
		評価・換算差額等	316
		その他有価証券評価差額金	316
		<b>新株予約権</b>	<b>1,548</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>7,863,537</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,946,732</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,946,732</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		125,655
営業収入		
業務受託収入	384,000	
経営指導料	147,116	
関係会社受取配当金	200,800	731,916
売上高及び営業収入合計		857,572
売上原価		96,723
売上総利益		760,849
販売費及び一般管理費		
役員報酬	132,544	
給与手当	118,152	
賞与引当金繰入額	6,740	
法定福利費	28,682	
減価償却費	4,108	
賃借料	32,047	
支払手数料	84,087	
株主優待引当金繰入額	29,492	
その他	85,552	521,407
営業利益		239,441
営業外収益		
受取利息	66,268	
受取配当金	520	
保険解約益	24,045	
その他	10,670	101,505
営業外費用		
支払利息	48,949	
投資事業組合運用損	16,557	
社葬関係連費	16,291	
その他	2,283	84,082
経常利益		256,864
税引前当期純利益		256,864
法人税、住民税及び事業税	42,613	
法人税等調整額	1,265	43,879
当期純利益		212,985

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,222,935	1,939,791	726,348	2,666,140
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の処分			△ 804	△ 804
譲渡制限付株式報酬			△ 3,008	△ 3,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△ 3,812	△ 3,812
当期末残高	2,222,935	1,939,791	722,535	2,662,327

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20,192	4,064,974	4,085,166	△ 1,136,670
当期変動額				
剰余金の配当		△ 194,678	△ 194,678	
当期純利益		212,985	212,985	
自己株式の処分				2,026
譲渡制限付株式報酬				7,580
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	18,307	18,307	9,606
当期末残高	20,192	4,083,282	4,103,474	△ 1,127,064

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	7,837,571	23	23	1,548
当期変動額				
剰余金の配当	△ 194,678			
当期純利益	212,985			
自己株式の処分	1,222			
譲渡制限付株式報酬	4,571			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		293	293	
当期変動額合計	24,101	293	293	—
当期末残高	7,861,673	316	316	1,548

(単位：千円)

	純資産合計
当期首残高	7,839,143
当期変動額	
剰余金の配当	△ 194,678
当期純利益	212,985
自己株式の処分	1,222
譲渡制限付株式報酬	4,571
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	293
当期変動額合計	24,394
当期末残高	7,863,537

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…………… 総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

##### (1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

##### (2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

販売用不動産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③ 固定資産の減価償却の方法

##### ア. 有形固定資産

建物及び構築物は、定額法を採用しております。

工具、器具及び備品は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～28年

工具、器具及び備品 2～15年

##### イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### ④ 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の売上高は、外国人材を対象とした人材紹介による手数料及び支援費等のサービス提供を行っております。役務を提供した時点、顧客が便益を享受する一時点において当該履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、不動産の収益は、主に不動産販売や店舗等の賃貸であり、不動産販売については引渡時点で、賃貸についてはサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

当社の営業収入は、関係会社からの業務受託収入、経営指導料及び受取配当金となります。業務受託収入及び経営指導料においては、関係会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### ⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 表示の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「保険積立金」(当事業年度359,887千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「保険解約益」(前事業年度4,599千円)は、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「保険解約損」(当事業年度2,283千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

### 3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表5. 追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分)

連結注記表5. 追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	355,289千円
土地	208,521千円
計	563,811千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	16,260千円
長期借入金	459,545千円
計	475,805千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 66,119千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、以下のとおり債務保証をしております。

株式会社さわやか倶楽部 173,966千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	82,508千円
営業収入	731,916千円
売上原価	5,827千円
販売費及び一般管理費	2,297千円
営業取引以外による取引高	
営業外収益	55,506千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 2,214,385株

(注) 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当事業年度末72,150株) が含まれております。

## 7. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

事業税	4,735千円
賞与引当金	2,223千円
賞与引当金にかかる法定福利費	370千円
譲渡制限付株式報酬費用	3,425千円
株式給付引当金	121千円
関係会社株式評価損	131,851千円
販売用不動産評価損	17,458千円
その他	78千円
繰延税金資産小計	160,266千円
評価性引当額	△149,309千円
繰延税金資産合計	10,956千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△144千円
繰延税金負債合計	△144千円
繰延税金資産純額	10,811千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 さわやか倶楽部	福岡県 北九州市 小倉北区	100,000	介護事業・ カラオケ事業・ 飲食事業 不動産事業 等	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 業務受託 職業紹介 資金貸付 債務保証	業務受託収入の受取(注)1	384,000	-	-
							経営指導料の受取(注)1	147,116	-	-
							職業紹介料の受取(注)1	82,508	-	-
							配当金の受取(注)2	200,800	-	-
							貸付金貸付(注)3	1,000,000	関係会社 長期貸付金	4,800,000
							貸付金回収(注)3	1,000,000		
							受取利息(注)3	55,506	-	-
							債務保証(注)4	173,966	-	-
被債務保証(注)4	1,163,200	-	-							

#### 取引条件及び取引条件の決定方法

- (注) 1. 当社が受託した業務内容を勘案した上で、受託契約金額について協議の上決定しております。  
 2. 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案し、決定しております。  
 3. 資金貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 4. 債務保証及び被債務保証については、銀行借入に対するものであり、保証料の受取及び支払は行っておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 405円17銭

1株当たり当期純利益 10円98銭

(注) 「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は72,150株であります。また、1株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は72,150株であります。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

連結注記表12. 重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋田 秀樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 承煥

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、各子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその他の附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	吉岡 信之	㊟
監査等委員	住川 守	㊟
監査等委員	岸本 進一郎	㊟
監査等委員	神尾 康生	㊟

(注) 監査等委員住川守、岸本進一郎及び神尾康生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の減少を行うものです。これにより、財務体質の強化を図り効率的な経営を推進するとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性の確保を目的としております。

なお、発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

#### 1. 減少する資本金の額

2026年5月19日時点の資本金の額2,222,935,560円のうち2,122,935,560円を減少し、100,000,000円とします。なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合は、当該新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金として処理します。

#### 2. 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額2,122,935,560円をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年7月28日（予定）

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額97,382,825円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

監査等委員でない取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山本武博 (1971年1月30日生)	1994年7月 有限会社サイトウ入社 2002年3月 有限会社ノア取締役 2002年3月 有限会社コウノ取締役 2002年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 2004年2月 内山ビル株式会社監査役 2005年11月 株式会社ボナー専務取締役 2006年10月 当社専務取締役 2008年3月 当社専務取締役経営企画室長 2010年6月 株式会社さわやか倶楽部専務取締役 2020年6月 当社代表取締役専務経営企画室長 株式会社さわやか倶楽部代表取締役専務 2021年4月 当社代表取締役社長(現任) 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長(現任) 2022年1月 PT.Sawayaka Fujindo Indonesia代表コミサリス(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 PT.Sawayaka Fujindo Indonesia代表コミサリス	26,725株
[取締役候補者とした理由] 候補者は、経営企画の責任者として主にIPOや中期経営計画の推進、IR等に携わったのち、2021年4月より代表取締役社長を務めております。その豊富な経験と実績から、当社グループの企業価値を向上させるため、当社の取締役として適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。			
2	二村浩司 (1976年1月15日生)	1996年5月 株式会社ボナー入社 2002年3月 有限会社ノア取締役 2002年3月 有限会社コウノ取締役 2002年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 2005年11月 株式会社ボナー常務取締役 2010年6月 当社取締役(現任) 2011年4月 株式会社ボナー専務取締役 2025年1月 株式会社さわやか倶楽部取締役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部取締役	38,217株
[取締役候補者とした理由] 候補者は、当社グループの主要なセグメントであるカラオケ事業及び飲食事業に長年携わっております。カラオケや飲食店舗のオペレーションに精通しており、豊富な経験と実績を有しております。今後も、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、同氏を引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	窪田 康二郎 (1966年2月7日生)	1994年12月 株式会社ウチャマアーベスト入社 2006年10月 当社経理部長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 株式会社さわやか倶楽部取締役(現任) 株式会社ボナー取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部取締役	10,663株
[取締役候補者とした理由] 候補者は、現在は経理部長を務めておりますが、入社時より不動産事業または介護事業に従事するなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、今後は当社の経営理念を的確、公正かつ効率的に遂行し当社の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と期待し、同氏を引き続き取締役候補者としております。			
4	川村 謙二 (1961年8月30日生)	2003年8月 有限会社コウノ入社 2005年6月 株式会社さわやか倶楽部取締役 2006年10月 当社取締役 2021年6月 当社取締役(監査等委員) 株式会社さわやか倶楽部監査役 株式会社ボナー監査役 2022年6月 当社取締役(現任) 株式会社さわやか倶楽部取締役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部取締役	21,089株
[取締役候補者とした理由] 候補者は、当社グループの主要なセグメントである介護事業に長年携わっております。また、医療機関での勤務経験も豊富で、介護、医療の両分野にまたがる幅広い見識と専門性を有しております。これらの経験と実績から当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考え、同氏を引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 各取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチャマホールディングス役員持株会における持分は含めておりません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役吉岡信之氏、神尾康生氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	吉岡信之 (1956年1月2日生)	2002年3月 社会福祉法人さわやか会事務長 2006年10月 当社取締役 2007年3月 株式会社さわやか倶楽部取締役 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社さわやか倶楽部監査役(現任) 株式会社ボナー監査役  (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部監査役	31,188株
〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、当社グループの主要なセグメントである介護事業に長年携わっております。介護分野における豊富な業務経験と専門的な知見を有しております。2022年6月から監査等委員である取締役を務めており、その経験や高い見識を活かすことにより、監査等委員である取締役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、同氏を引き続き候補者としております。			
2	神尾康生 (1967年12月17日生)	1994年10月 センチュリー監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2013年1月 税理士法人神尾アンドパートナーズ入所 2013年1月 神尾公認会計士事務所開所(現任) 2015年8月 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員(現任) 2019年5月 株式会社さきよくとう監査役(現任) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 現在に至る  (重要な兼職の状況) 神尾公認会計士事務所代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員 株式会社さきよくとう監査役	8,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 候補者は、公認会計士として大手監査法人に勤めた経歴があり、高い識見と経験を有しております。また、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることなどから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの当社の監査等委員である社外取締役としての役割を十分に果たすことができるものと考え、同氏を引き続き候補者としております。選任後は、公認会計士、税理士としての会計の専門的な知見を活かし、当社の監査等委員である社外取締役の職務を遂行していただけることを期待しております。			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、吉岡信之氏及び神尾康生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本総会において、本議案が承認された場合、当社は吉岡信之氏及び神尾康生氏と当該契約を継続する予定であります。
3. 神尾康生氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。また、当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は6年であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 神尾康生氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は神尾康生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチャマホールディングス役員持株会における持分は含めておりません。
7. 神尾康生氏が(株)きよくどうの社外監査役として在任中、同社は、雇用調整助成金の不正受給があったとして、2023年5月、福岡労働局より、雇用調整助成金支給決定取消及び返還通知を受けました。同氏は、本件について発覚まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会において、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。発生後は、社内調査委員会の委員を務め、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を適切に遂行しております。
8. 神尾康生氏が(株)きよくどうの社外監査役として在任中の2025年12月上旬に、社内において取締役による不適切な経費精算の疑義が認められました。同氏は、本件について発覚まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。発生後は、取締役会等において対応策及び再発防止策の審議に参加し、意見を述べております。

【ご参考】

取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス  
(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

No.	区分	氏名	性別	現在の職位	取締役就任	企業経営 経営戦略	コーポレート ガバナンス
1	社内	山本 武博	男	代表取締役社長	2006年10月2日	○	○
2	社内	二村 浩司	男	取締役	2010年6月28日	○	○
3	社内	窪田 康二郎	男	取締役	2021年6月24日	○	○
4	社内	川村 謙二	男	取締役	2022年6月23日	○	○
5	社内	吉岡 信之	男	取締役（監査等委員）	2022年6月23日	○	○
6	社外	住川 守	男	社外取締役（監査等委員）	2017年6月27日	○	○
7	社外	岸本 進一郎	男	社外取締役（監査等委員）	2017年6月27日	○	○
8	社外	神尾 康生	男	社外取締役（監査等委員）	2020年6月24日	○	○

No.	財務会計	法務	人材開発	営業マーケ ティング	顧客満足	M&A	監査監督
1	○	○	○	○	○	○	
2		○	○	○	○		
3	○	○	○				
4		○		○	○		○
5		○	○		○		○
6	○	○					○
7	○	○					○
8	○	○					○

## 第5号議案 退任取締役に対する創業者特別功労金贈呈の件

故内山文治氏は、1971年に当社グループの前身である内山ビル株式会社を創業し、以来55年の長きにわたり経営を担い、当社グループの発展に多大な貢献を果たしてまいりました。当社は同氏の創業時からの功績と在任中の労に報いるため、創業者特別功労金として300百万円を贈呈することを願います。なお、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任願いたいと存じております。

また、本議案は、当社の取締役会の任意の諮問機関である代表取締役及び社外取締役で構成される指名報酬委員会による審議を得て取締役会で決定しており、上記の理由により相当であると判断しております。

創業者特別功労金贈呈の対象となる故内山文治氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歴
うち 内 やま 山 文 み 治	1971年6月 内山ビル株式会社代表取締役社長
	1984年10月 株式会社ウチヤマアーベスト代表取締役社長
	1984年10月 株式会社ボナー取締役
	1987年3月 株式会社ハウス二十二代表取締役社長
	1998年2月 有限会社コウノ取締役
	2004年12月 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長
	2006年10月 当社代表取締役社長
	2009年11月 株式会社さわやか天の川（現株式会社さわやか倶楽部） 代表取締役社長
	2021年4月 当社代表取締役会長 株式会社さわやか倶楽部代表取締役会長 株式会社ボナー代表取締役会長
	2026年2月 当社代表取締役会長退任

以 上

